

令和5年3月

保護者 様

多子世帯における都立学校授業料等支援事業について ～授業料等減額手続きのお知らせ（令和5年度分）～

日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

^(※)
所得制限により就学支援金の対象とならない世帯で、保護者の扶養する**23歳未満の子が3人以上いる世帯**に対して、**授業料等を1/2に減額**する制度についてご案内いたします。

つきましては添付のチラシをよくお読みになり、申請される場合は、経営企画室へ申請書類のご提出をお願いいたします。申請書類は、**学校 HP より、ダウンロード**いただくか、**経営企画室窓口**へお申し出ください。

★令和4年度分を申請済の方も、令和5年度分については、改めて申請手続きが必要です！

申請手続きがない場合、4月分から通常の授業料をお支払いいただきます。

申請×切日 令和5年4月14日（金）厳守

(※) 就学支援金を「**申請したが所得制限により不認定**」、もしくは「**所得制限による不申請**」の世帯になります。

【問合せ先】

東京都立大泉高等学校

経営企画室 有働

TEL : 03 - 3924 - 0318